市提出用　該当年度を記入　令和 8 年度課税用　給与支払報告　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

あて先　碧南市長

異動のあった月の**翌月10日**までに提出してください。

令和 8 年 9 月 2 日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地又は住所	①〒 447-8601 碧南市松本町28番地　（特別徴収を○で囲む）
名称又は氏名	② ㈱ 西三河
法人番号又は個人番号	③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

特別徴収義務者 指定番号	④ 600109
給与所得者 宛名番号	⑤ 1234567
連絡先 部署	⑥ 経理課 給与係
連絡先 担当者	⑦ 鈴木 花子
連絡先 電話	⑧ 0566-41-3311

給与所得者（異動者）		(ア) 特別徴収税額（年税額）	⑯(イ) 徴収済税額	⑰(ウ) 未徴収税額 (ウ)＝(ア)－(イ)	異動年月日	⑲ 異動事由
フリガナ	ミカワ サブロウ					
氏名	⑨ 三河 三郎					
生年月日	⑩ H2.8.20　旧姓 ⑪ 岡崎					
受給者番号	⑫ 000-0022					
個人番号	⑬ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3					
異動後の住所（現住所）	⑭ 碧南市源氏神明町2番地	⑮ 120,000 円	6 月分から 8 月分まで 30,000 円	9 月分から 5 月分まで 90,000 円	令和 ⑱ 8 年 8 月 31 日	①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6税額が給与額より大きい 7給与の支払が不定期 8会社解散（該当項目を○で囲む）

未徴収税額(ウ)について、ご希望の徴収方法（A　B　C）を○で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者へ下記月割額を納入するよう　連絡済み　未連絡

新特別徴収義務者	所在地又は住所	〒
	名称又は氏名	
	法人番号	
	連絡先 部署	担当者
	連絡先 電話	

記入しない

月割額　　円を　　月分から納入します。

（　　月　　日納期限分）

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号

特別徴収税額の納入方法（該当の納入方法にレ点）

□ 納入書使用

□ 納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）

B 一括徴収

退職時の給与から徴収する場合

一括徴収した税額は　　月分とあわせて納入します。

（　　月　　日納期限分）

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）	1 異動が12月31日以前で、申出があったため 2 異動がないため、特別徴収継続の希望が
一括徴収税額	円

記入しない

◎1月1日から4月30日までに退職等する場合は、一括徴収が義務づけられています。

◎5月1日から12月31日までに退職等する場合であっても、出国による退職の場合は、一括徴収にご協力ください。

C 普通徴収 ⑳

本人が納付する場合

該当するものを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

（該当項目を○で囲む）

市処理欄

【記入方法】
① 貴事業所の所在地又は住所を記入してください。
② 給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記入してください。
③ 貴事業所の法人番号（13桁）を記入してください。
　個人事業主の方は事業主の個人番号（12桁）を記入してください。
④ 貴事業所の指定番号(6桁もしくは7桁）を記入してください。
⑤ 異動のあった給与所得者（以下、給与所得者）について、特別徴収税額の通知書に記載された
　宛名番号を記入してください。
⑥~⑧ この届出書に応答される方の部署、氏名、電話番号を記入してください。
⑨ 給与所得者の氏名・フリガナを記入してください。
⑩ 給与所得者の生年月日を記入してください。
⑪ 婚姻等により姓が変わった場合は、旧姓を記入してください。
⑫ 給与所得者の受給者番号を記入してください。
⑬ 給与所得者の個人番号（12桁）を記入してください。
⑭ 異動後の住所（不明のときは本籍地）を記入してください。
⑮ 給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収税額を記入してください。
　なお、特別徴収税額が更正により変更になっている人は変更後の年税額を記入してください。
⑯ 既に徴収した月割額の合計額とそれに該当する月数を記入してください。
⑰ ⑮（ア）から⑯（イ）を差し引いた金額とそれに該当する月数を記入してください。
⑱ 異動が発生した年月日を記入してください。
⑲ 該当項目を○で囲んでください。
⑳ C を○で囲み、該当項目を○で囲んでください。

※普通徴収へ変更する場合は、未徴収税額を賦課期日現在居住していた市町村から、退職された納税者へ別途送付される納税通知書により、納税者ご自身で市・県民税を納付（普通徴収）していただくことになります。その旨を退職された納税者へご説明ください。
※休職・長期欠勤、死亡等の記入方法も上記と同じ要領です。